

大口町告示第107号

大口町まちづくり道具箱整備事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年12月25日

大口町長 鈴木雅博

大口町まちづくり道具箱整備事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町まちづくり道具箱整備事業助成金交付要綱（平成19年大口町告示第128号）の一部を次のように改正する。

別表第1助成回数の項を削り、同表その他の項に次のように加える。

- 3 既にこの助成金を受けて施設等を整備又は改修した団体が2回目以降の助成を申請する場合は、その施設が引続き活用されていること。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。